

水道料金設定の考え方

水道事業の特色

1 経営の基本原則

本企業団は、企業としての経済性を発揮すると同時に、住民の福祉の増進を目的として営まれるよう、「経済性」と「公共性」の2つの原則を掲げて事業運営を行っています。

地方公営企業法第3条：地方公営企業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない。



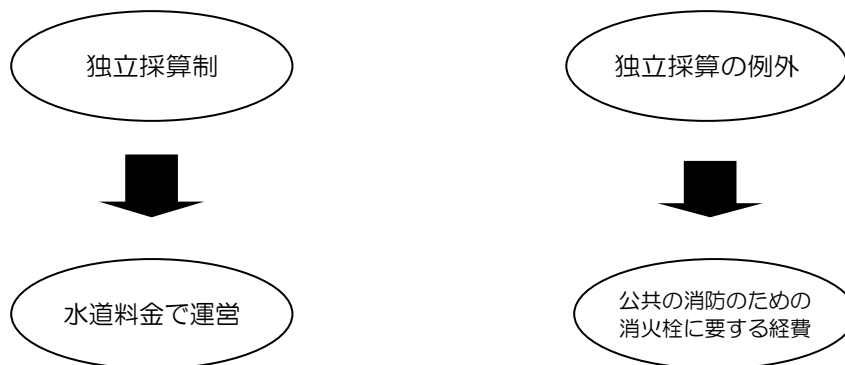
2 独立採算制の原則 ～水道事業は水道料金で運営～

水道事業は、地方公営企業法により事業運営に要する費用を「独立採算制の原則」に基づき、税金によらず、水道料金などの事業収入をもって充てるとされています。なお、独立採算の例外として、消火栓の設置や維持管理など税金でまかなう費用もあります。

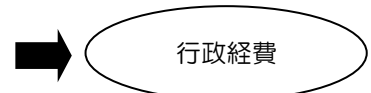
本企業団は、お客さまからお支払いいただいている水道料金により支えられ運営しています。

地方公営企業法第17条の2第2項：地方公営企業の特別会計においては、その経費は、前項の規定により地方公共団体の一般会計又は他の特別会計において負担するものを除き、当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てなければならない。

地方公営企業法第17条の2第1項：次に掲げる地方公営企業の経費で、政令で定めるものは、地方公共団体の一般会計又は他の特別会計において、出資、長期の貸付け、負担金の支出その他の方法により負担するものとする。



その性質上当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費



3 水道料金の決定原則 ～安全な水を安定してお届けするために～

水道事業を運営するためには、取水から給水までにかかる費用や、メーターの検針や料金の収納にかかる費用などさまざまな費用がかかります。その他、施設を整備するために借りた借入金の支払い（支払利息）や、年月の経過による施設の価値の減少（減価償却費）といった費用もかかります。水道料金はこのようなさまざまな費用をまかなえるように設定されていて、お客さまが使用した水の量に応じて負担していただいております。

地方公営企業法第21条第2項：前項の料金は、公正妥当なものでなければならず、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならない。

水道法第14条第2項：水道事業者は、料金、給水装置工事の費用の負担区分その他の供給条件について、供給規程を定めなければならない。次の各号に掲げる要件に適合するものでなければならない。

- 一 料金が、能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当なものであること。
- 二 料金が、定率又は定額をもつて明確に定められていること。
- 三 （略）
- 四 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

公正妥当性	• 適正なサービスと料金水準 • 公平な料金体系
適正な原価	• 原価主義（総括原価、個別原価）
健全運営の確保	• 資産維持費

水道料金の仕組み

1 水道料金の算定

本企業団では、水道事業を安定して継続していくため、料金算定期間内における必要な費用（人件費、動力費、修繕費、減価償却費、施設の更新費用など）をまかなえるように、以下の考え方で水道料金を算定しています。

（1） 現行水道料金算定期間

5年間

（2） 料金体系

口径別逦増（ていそう）制料金

2 水道料金の算定手順

（1） 財政計画の策定

- 料金算定期間決定
- 需要計画等の基本方針の決定
- 財政収支見積り

（2） 料金水準の算定 （総括原価）

- 営業費用、資本費用の算定
- 関連収入の控除

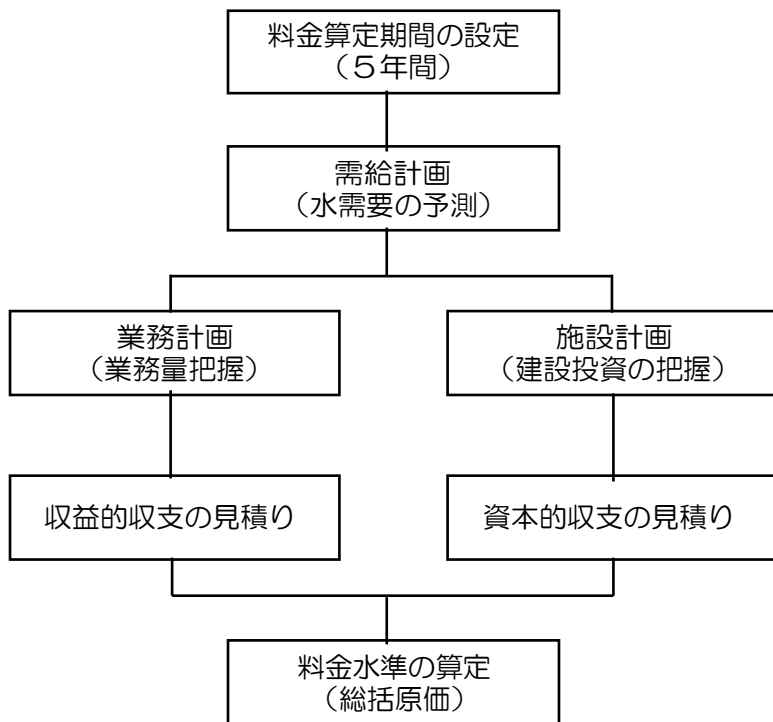
（3） 料金体系の設定 （個別原価）

- 料金体系の選択
- 原価の分解
- 原価の配分

（4） 料金表の確定

(1) 財政計画の策定

財政計画とは、料金算定期間内における必要な事業支出と、これに伴う事業収入の収支見通しをいいます。水道料金算定要領において、料金算定期間は概ね3年から5年とされており、本企業団における現行の水道料金算定期間は5年間としております。

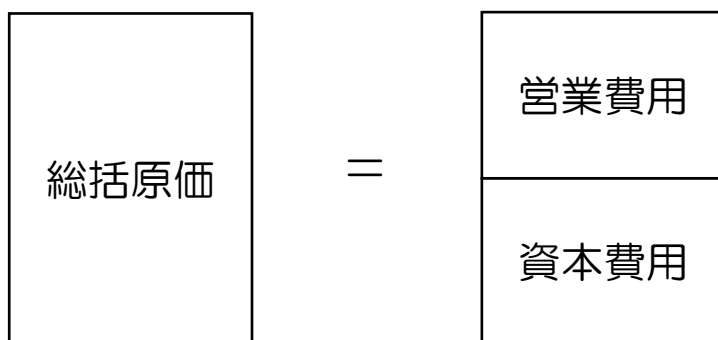


(2) 料金水準の算定 (総括原価)

料金水準は、財政計画をもとに、

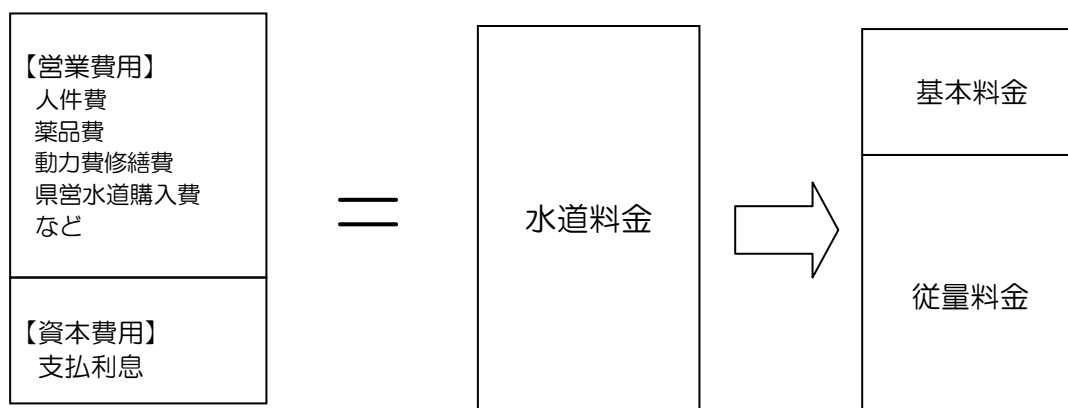
$$\text{「 総括原価 = 営業費用 + 資本費用 」}$$

という算出により決定され、水道料金で回収すべき費用等の総額となります。



(3) 料金体系の設定（個別原価）

料金体系の設定は、料金水準（総括原価）をその性質に応じて分解し、「基本料金」と「従量料金」（使用料金）に配分することをいいます。



(4) 料金表の確定

水道料金は「基本料金」と「従量料金」（使用料金）の2種類で構成され、本企業団では、基本料金はメーター口径別、従量料金は逓増制の料金体系をとっています。

① 基本料金

基本料金とは、メーター口径の大きさごとに設定された定額料金のことをいいます。水道事業では、メーターの検針や料金の収納あるいは施設の管理にかかる費用など水が使われなくてもかかる費用があります。このような費用については、使用した水の量にかかわらず、基本料金として定額で負担していただいております。

② 従量料金（使用料金） ～使えば使うほど高くなる「逓増制」～

従量料金とは、使用した水の量に応じて負担していただく料金のことをいいます。本企業団をはじめ多くの水道事業者の水道料金は、使用した水の量が多くなればなるほど、1 m³あたり従量料金の単価が高くなるように設定されています。このような料金体系を「逓増制」といいます。

逓増制により、水を多く使用すると単価は高くなりますが、使用する水の量が少ない一般家庭などの料金負担は、低く抑えられるという側面もあります。

